

令和5年7月吉日

PTA 会員の皆様

板橋区立上板橋第一中学校 PTA

会長 内山 文枝

令和5年度 PTA 定期総会について

日頃より PTA 活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和5年度の総会の実施につきましてご案内いたします。今年度の PTA 定期総会も、書面による審議とさせていただきます。「議案書」は学校ホームページからご覧いただけますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。上板橋第一中学校 PTA は、学校と連携をとりながら、子どもたちの学校生活を充実したものにするよう活動をしてまいります。今後とも、PTA 活動にご協力いただけますようお願い申し上げます。

以下の議案について、一括審議とさせていただきます。

それぞれホームページ上の資料をご確認の上、ご承認をお願いいたします。

議案

- ・ 令和4年度 活動報告
- ・ 令和4年度 決算報告
- ・ 令和4年度 監査報告
- ・ 令和5年度 PTA 役員選出
- ・ 令和5年度 活動計画案
- ・ 令和5年度 予算案

ご承認の場合、必要な手続きはございません。もし否認される場合は、7月19日（水）までに下記の PTA メールへお願いいたします。

上一中 PTA メール kamiita1st.pta@gmail.com

なお、上記期限までにご連絡がない場合は、総会議案について承認されたものとみなしますので、ご了承ください。

令和4年度活動報告

- ・ 役員会
- ・ PTA 定期総会(書面)
- ・ 入学式・卒業式お手伝い
- ・ PTA からの配布物用意(入学式)
- ・ 学校公開、運動会受付と自転車整備
- ・ 運動会で生徒に飲み物を配布
- ・ 「教師の日」に生徒から先生へ感謝のメッセージポスター作成
- ・ 制服リサイクル販売
- ・ PTA だより
- ・ 校長・副校長との意見交換
- ・ 中 P 連交流会に参加(2回)
- ・ パン教室開催 (3月4日)
- ・ 卒業記念品贈呈
- ・ 卒業式に花道で桜の花びらをまく手配

令和4年度PTA会計決算書

板橋区立上板橋第一中学校

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	収入額	差引	摘要
会費	0	0	0	
雑収入	0	17,100	17,100	
預金利子	0	8	8	
前年度繰越金	942,444	942,444	0	
合計	942,444	959,552	17,108	

支出の部

	科目	予算額	支出額	差引残高	摘要
運営費	会議費	50,000	3,992	46,008	
	事務用品	100,000	40,574	59,426	
	分担金	30,000	7,400	22,600	
	渉外連絡費	50,000	0	50,000	
	通信費	15,000	50	14,950	
	慶弔費	30,000	5,000	25,000	
活動費	研究費	20,000	0	20,000	
	活動費	15,000	14,394	606	
	広報活動費	40,000	0	40,000	
	事業費	300,000	148,882	151,118	
	周年行事費	200,000	200,000	0	
	予備費	92,444	66,883	25,561	
合計	942,444	487,175	455,269		

周年行事積立金累計額

1,200,122

差引残高(次年度繰越金)

472,377

令和5年5月18日

会計監査の結果、正確であることを認めます。

上記の通り、決算します。

PTA会長

山口卓臣

会計監査

石垣俊介

PTA会計

布施知恵

会計監査

久野敬之

PTA会計

中嶋幸代
椎名麻衣

令和5年度活動計画(案)

- ・ 役員会
- ・ PTA 定期総会(書面)
- ・ 入学式・卒業式お手伝い
- ・ PTA からの配布物用意(入学式)
- ・ 学校公開、運動会受付と自転車整備
- ・ 制服リサイクル販売
- ・ PTA だより(公式 LINE でお知らせ)
- ・ 校長・副校長との意見交換
- ・ 中 P 連交流会に参加
- ・ 天祖神社祭礼御神輿担ぎお手伝い
- ・ 天祖神社祭礼パトロール
- ・ パン教室開催
- ・ 卒業記念品贈呈
- ・ 広報誌発行

令和5年度 P T A 会計予算書 (案)

板橋区立上板橋第一中学校 P T A

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	摘要
会費	660,400	会員数: 254名 (会員 233名 教員21名)
雑収入	0	
預金利子	0	
前年度繰越金	472,377	
合計	1,132,777	

支出の部

科目	予算額	摘要
会議費	50,000	実行委員会、役員会
事務用品	50,000	備品購入、事務用品、事務機器メンテナンス
分担金	30,000	中P連主催活動参加費
渉外連絡費	50,000	青健関連・上板橋ブロック会会費
通信費	15,000	切手、はがき 役員通信費、広報誌郵送費
慶弔費	30,000	会員慶弔費
活動費	150,000	広報、公式LINE、交流会費
事業費	150,000	学校行事協力費
周年事業費	50,800	周年行事積み立て (会員+教員×200円)
予備費	556,977	
合計	1,132,777	

板橋区立上板橋第一中学校PTA会則

第一章 総則

第一条(名称) 本会は上板橋第一中学校PTAと称する。

第二条(目的) 本会は保護者と教師が力を合わせて生徒の教育が理想的に行われるように努めるとともに、
会員の教養を高め親睦をはかることを目的とする。

第三条(事務所) 本会の事務所を上板橋第一中学校内に置く。

第四条(事業) 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校、家庭、社会の文化の向上をはかる事業
- (2) 会員の教養と教育に関する理解を深め、親睦をはかる事業
- (3) 生徒の福祉、厚生をはかる事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第五条(会員) 本会の会員は、生徒の保護者(又はこれに準ずる者)及び学校の教職員とする。

第六条(本会の中立性) 本会の目的は教育的なもので、営利を目的とせず、宗派にかかわらず、また政党にも
関係しない。

第七条(本会名称の目的外使用禁止) 本会の正規の事業以外どのような目的のためにも本会の名称を用い
てはならない。

第八条(学校経営への不介入) この会は学校経営に介入しない。

第九条(他団体との協力連合) 本会は青少年の福祉のための団体、施設と協力し、また、その連合団体、連合
会議に参加することができる。

第二章 役員・会計監査

第十条(定数) 本会に次の役員及び会計監査をおく。

- (1) 会長一名、副会長若干名(保護者、教職員)、書記若干名(保護者、教職員)、会計若干名(保護者、教職員)
- (2) 会計監査若干名

第十一条(任期) 役員及び会計監査の任期は一カ年とする。

ただし、重任をさまたげない。補欠就任の役員の任期はその残任期間とする。

第十二条(選出方法) 役員及び会計監査の選出は、次のとおりとする。

- (1) 推薦された者または立候補者を役員の話し合いで選出すし、氏名を公表する前に、各候補者の同意を得なければならない。
- (2) 役員及び会計監査は前項の候補者について総会の承認を得て決定する。

第十三条(任務) 役員及び会計監査の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し会を代表する。また、総会・総委員会・実行委員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を助け会長不在のときは、その職務を代行する。

- (3) 書記は、総会・総委員会・実行委員会のすべての会合の記録をとる。また、各種の会合について通知し、記録、その他資料を保管する。
- (4) 会計は、本会のすべての金銭の収支を記録し、財産の管理及び予算の立案、決算の報告をする。また、実行委員会の要求があったときはいつでも会計報告をする。
- (5) 会計監査は本会の経理を監査する。

第十四条(校長) 校長は、すべての会合に出席し、意見を述べることができる。

第十五条 本会に顧問をおくことができる。

第三章 総会・総委員会・実行委員会

第十六条(総会) 総会は本会の最高議決機関で会員の1/3の出席(委任状を含む)をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって、次の事項を行う。ただし、開催が難しい状況の場合は、書面審議をもって定期総会や臨時総会にかえることができる。その場合は、期間を設け、意見の提出を待って成立するものとする。

- (1) 予算・決算の審議・承認
- (2) 役員及び会計監査の承認
- (3) 行事計画・行事報告の承認
- (4) 会則の改廃
- (5) その他会長が必要と認める事項及び本会の運営に必要な重大事項の決定

第十七条(総会の開催時期) 総会は毎年、年度当初、年度末及び会長が必要と認めるときに開く。

第十八条(総委員会) 総委員会は役員・全委員及び教職員をもって構成し、次の事項を行う。

- (1) 委員の所属に関すること
- (2) その他会長が必要と認める事項

第十九条(実行委員会) 実行委員会は、役員・各委員会の正副委員及び教職員をもって構成し、次の事項を行う。

- (1) 役員及び各委員会が立案した事業計画の審議
- (2) 総会に提出する予算・決算及び事業計画・事業報告の作成
- (3) 事業の推進及び連絡調整
- (4) その他会長が必要と認める事項

第四章 経理

第二十条(経費) 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって支弁する。

第二十一条(会費) 本会の会費は、生徒および教職員一人当たり月260円を10か月分とし、年一回八月に銀行振込により一括徴収することとする。

第二十二条(会計年度) 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

第二十三条(会計方法) 本会の会計方法については「会計方法」を定め、適正に運用するものとする。

第五章 個人情報保護

第二十四条(個人情報保護) 本会の活動を推進するために必要とされる、個人情報の取得や利用及び管理については「個人情報保護方法」を定め、適正に運用するものとする。

第六章 付 則

第二十五条(細則の制定) 会長は実行委員会の協議を経て、この会則の施行に関する必要な細則を定めることができる。

第二十六条(会則の変則) この会則は総会の協議を経なければ変更できない。

第二十七条(会則の施行日) 本会則は令和五年五月三十一日より施行する。

昭二三・六・一 制定

昭四十・三・二二 改正

昭四二・三・二三 改正

昭四三・三・二一 改正

昭四八・四・二六 改正

昭五四・一・二・三 改正

昭六十・四・二七 改正

平二・四・二六 改正

平三・四・二六 改正

平八・四・二五 改正

平一三・四・一二 改正

平一四・三・一六 改正

平二三・六・三 改正

平二五・三・六 改正

平二八・六・一〇 改正

令一・五・二〇 改正

令三・五・三一 改正

令五・五・三一 改正

第二章第十条(1)(2)

第十二条(1)(2)(3)

第三章第十六条

第十八条(2)(3)

第四章

上板橋第一中学校PTA 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、上板橋第一中学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 会員および児童の氏名
- (2) その他必要とするもので同意を得た事項
前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会役員が適正に管理する。
不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 個人情報を第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(秘密保持義務)

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本取扱方法は、令和5年4月1日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

個人情報の取扱いについて

日頃から上板橋第一中学校PTAの活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、報道等で御存知のとおり個人情報保護法が平成29年5月に改正され、上一中PTAにおきましても、個人情報の管理をより厳密に行うことが求められております。そこで、上一中PTAの会務を行うにあたっての個人情報の取扱いにつきまして「個人情報取扱い方法」「個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)」を定めましたので、お目通し・ご確認の上、個人情報の適切な取扱いに御留意ください。

個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

私たち上板橋第一中学校PTA（以下、「本会」といいます）は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を以下の通り取り扱います。

1. 個人情報及び特定個人情報等の取得について

本会は、適法かつ公正な手段によって、個人情報及び特定個人情報等を取得します。

2. 個人情報及び特定個人情報等の利用について

本会は、個人情報及び特定個人情報等を、取得の際に特定した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。本会は、個人情報を共同利用し、秘密を保持させるため、適正な監督を行います。

3. 個人情報及び特定個人情報等の第三者提供について

本会は、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。また、本会は、法令に定める場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。本会が第三者提供を行う個人情報については、本人が第三者提供の停止を求める権利を有していることを確認し、この要求がある場合には、速やかに対応します。

4. 個人情報及び特定個人情報等の管理について

本会は、個人情報及び特定個人情報等の正確性を保ち、これを安全に管理します。本会は、個人情報及び特定個人情報等への不正侵入、個人情報及び特定個人情報等の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、適正な情報セキュリティ対策を講じます。

5. 個人情報及び特定個人情報等の開示・訂正・利用停止・消去について

本会は、個人情報及び特定個人情報等について、本人が開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、必要な範囲で速やかに対応します。

6. 法令等の順守について

本会は、確実な個人情報及び特定個人情報等の保護の実現のため、関連する法令及びガイドラインを順守いたします。

板橋区立上板橋第一中学校 PTA本部

◇所在地 〒174-0072 東京都板橋区南常盤台1丁目1-1 上板橋第一中学校内

令和5年4月1日 制定
板橋区立上板橋第一中学校PTA